

○ 既存添加物の消除について

既存添加物については、**食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号）附則第2条の3の規定**（以下「消除規定」という。）により、内閣総理大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認められる場合、消除予定名簿を作成の上公示し、必要な手続きを経て、既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）からその名称を消除することができることとされており、本消除規定に基づき、これまでに132品目を消除している。

1. 主な経緯

令和5年6月20日 ～9月19日	国内及び海外向け販売等調査 薬生食基発0620第1号「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について（周知依頼）」
令和5年7月19日	薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 添加物部会 ※上記調査開始について報告
令和6年6月5日	食品衛生基準審議会添加物部会 ※上記調査結果を踏まえ、「消除予定添加物名簿（案）について」報告
令和6年9月5日	消除予定添加物名簿を公示。 ※上記に併せてWTO通報も開始。
令和6年9月5日 ～令和7年3月4日	6ヶ月の申出期間 消食基第199号「消除予定添加物名簿の公示及び訂正の申出手続について」
令和7年6月3日	食品衛生基準審議会添加物部会 ※上記申出を踏まえ、「消除予定添加物名簿について」報告。32品目から31品目に名簿を修正。

2. 消除予定添加物

日本国内において流通実態が確認できなかった31品目（1品目（レイシ抽出物）は部分的な基原のみ消除）

41.オゾケライト	91.グアヤク脂	92.グアヤク樹脂	97.グッタハンカン
98.グッタペルカ	133.ゴマ柄灰抽出物	135.ゴム分解樹脂	153.シソ抽出物
174.セピオライト	179.ソバ柄灰抽出物	180.ソルバ	他20品目（数字は既存添加物名簿番号）

3. 今後の予定

流通実態が確認できなかった既存添加物を令和7年9月4日までに消除。

既存添加物名簿から消除する品目（31品目）

既存添加物 名簿番号	名称
41	オゾケライト
91	グアヤク脂
92	グアヤク樹脂
97	グッタハンカン
98	グッタペルカ
133	ゴマ柄灰抽出物
135	ゴム分解樹脂
153	シソ抽出物
174	セピオライト
179	ソバ柄灰抽出物
180	ソルバ
181	ソルビンハ
190	胆汁末
198	チルテ
200	ツヌー
203	低分子ゴム
204	テオブロミン

既存添加物 名簿番号	名称
226	ナフサ
230	ニガーグッタ
235	ばい煎ダイズ抽出物
251	ひる石
270	プロポリス抽出物
276	ペカンナッツ色素
288	ベネズエラチクル
300	ホホバロウ
306	マッサランドバチョコレート
307	マッサランドババラタ
350	レイシ抽出物（※）
351	レッチュデバカ
354	ログウッド色素
355	ロシディンハ

※350「レイシ抽出物」については基原のみ一部消除

既存添加物の安全性の確認及び成分規格の設定状況

既存添加物 489品目 (平成7年当時)

平成8年度厚生科学研究報告書による分類

既に国際的な評価がなされており 基本的には安全性は確認されているもの	159
入手した試験成績の評価により、 安全性の検討を早急に行う必要はないもの	41
基原、製法、本質からみて、現段階において 安全性の検討を早急に行う必要はないもの	150
安全性の確認を迅速かつ効率的に行うことが 求められるもの	139

名簿収載 既存添加物		成分規格		消除済	消除予定
		あり	なし		
137		120	17	5	17
評価済	35	33	2	5	-
要追加評価	1	1	-		
評価済	52	42	10	43	6
未評価	49	29	20		
評価済	*52	*35	17	79	7
未評価	1	-	1		
小計	*327			132	*30

評価済	276	成分規格あり	260
		うち部分規格	3
未評価等	51	成分規格なし	67

* 1品目 (レイシ抽出物) は部分的な基原のみ消除予定となっているため、既存添加物名簿上は品目数が減らない